

ISSN 0915-7565

Nagasaki University Information Media Center

センターレポート

2011

長崎大学

情報メディア基盤センター

情報メディア基盤センター
センターレポート

目 次

巻頭言		3
	情報メディア基盤センター長 松田 浩	3
1. 新しい教養教育カリキュラムにおける情報教育		4
	情報メディア基盤センター	4
	丹羽 量久, 藤井 美知子, 上繁 義史, 古賀 掲維, 柳生 大輔, 野崎 剛一	4
2. 情報セキュリティアンケートから見た日常に潜むセキュリティリスク		8
	情報メディア基盤センター 上繁 義史	8
3. 平成 23 年度 情報基盤にかかる業務報告		17
	情報メディア基盤センター 柳生 大輔	17
4. 平成 23 年度イベント（講習会、研究会等）開催報告		25
2011 年情報メディア基盤センター開催イベント		25
第 2 回情報メディア基盤センター講習会		25
第 3 回情報メディア基盤センター講習会		26
第 76 回長崎大学 FD・SD「WebClass 活用入門」		28
2011 年 8 月 27 日（土）情報コミュニケーション学会第 7 回研究会報告		29
5. センター活動記録および利用状況		31
プリンタ利用状況		31
端末室利用状況		33
6. 長崎大学情報メディア基盤センター関連規則		37
長崎大学情報メディア基盤センター規則		37
長崎大学情報メディア基盤センター利用規程		40
長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則		42
長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程		44
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則		45
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程		47
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程		51
長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程		52
長崎大学情報政策委員会規則		54

長崎大学情報政策委員会専門部会規程	56
長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則.....	58
7. 名簿	61
長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会名簿（H23.5.1 現在）	61
情報メディア基盤センター職員名簿（H23.5.1 現在）	61
編集後記	62

巻頭言

情報メディア基盤センター長 松田 浩

(情報担当副学長)

昭和 57 年長崎大学に助手として工学部に赴任してから、大型計算機を用いた研究が始まりました。アーチ構造の非線形解析からはじまり、板構造、偏平シェル構造の非線形解析が研究テーマで、当時は研究費の 6 割程度を計算機使用料として使用していました。昭和 64 年に西ドイツシュツットガルト大学のへ留学し非線形 FEM を学びました。帰国後は汎用 FEM 解析ソフト MARC を用いて鉄筋コンクリートはりのパラメトリックな非線形解析解析に取り組んでいました。当時の情報処理センターのハードディスク容量の 3 分の 2 を占有したため、確か京都への学会の際に野崎先生から「ハードディスクの使用容量を減らすように」とお電話をいただいたことをよく覚えています。まだ携帯電話がない時代の話です。

今日のスパコンに見られるようにコンピュータの大容量・高速化は目覚ましく、また、パソコンのダウンサイジングも進み、ソフトウェアの高性能化も進み大変使いやすくなり、それとともに本学のコンピュータ環境も 40 年間に大きく変化しています。昭和 44 年(1969)に工学部に電子計算機室の設置にはじまり、昭和 54 年(1979)には情報処理センター、昭和 63 年(1988)には総合情報処理センター、そして平成 16 年(2004)に現在の情報メディア基盤センターが設置され、その役割に応じた名称に改変されています。設立当初、主記憶容量が 16kB、外部記憶容量が 131kB のシステムは、それぞれ現在では 100 万倍、1500 万倍になっています。また、1991 年には学術情報ネットワークが設置され IP 接続を開始し、現在では情報通信基盤システムを稼働しています。

このように、情報メディア基盤センターの役割はその設立時からの役割が大きく変化しています。そのような中、本学における ICT マスタープラン/アクションプランの策定を進めています。

今後ますます情報環境が変化していくだろうであることは想像に難しくありません。本学の情報環境を整備し情報化推進を目指すために、教職員のみなさまのご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 新しい教養教育カリキュラムにおける情報教育

情報メディア基盤センター

丹羽 量久, 藤井 美知子, 上繁 義史, 古賀 掲維, 柳生 大輔, 野崎 剛一

概 要

長崎大学の教養教育は2012年度に刷新され、必修科目、モジュール科目、自由選択科目から構成される。新しい教養教育において、情報メディア基盤センターが責任部局を担っている、必修科目の情報科学科目「情報基礎」およびモジュール科目の全学モジュール「情報社会とコンピューティング」について、検討を重ねて策定した授業計画の概要を報告する。

1. 情報科学科目「情報基礎」

現行の全学教育では情報処理科目に必修科目「情報処理入門」（2単位）と選択科目「コンピュータ入門」（2単位）を配置している。2012年度から始まる新しい教養教育では、必修科目に情報科学科目「情報基礎」（2単位）を全クラス前期に開講し、夜間主を除くすべてのクラスを情報メディア基盤センターの教員が担当する。すべての学生に統一的な情報教育を行うことができる。

情報科学科目の目標は、新入生が情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信できるようになることである。単位修得により、大学の情報処理資源を活用した教育を受講するための共通基盤技術を身につけることができるようになる。

「情報基礎」の授業内容は、情報社会とよばれる現代の社会情勢、および入学生の実状を考慮して定める必要がある。2006年度から、入学生の大学入学までの情報教育の履修状況、および情報リテラシーの習熟状況を継続的に調査してきた。2006年度と2007年度は情報処理科目小委員会による全入学生を対象とした調査が実施され、2008年度以降は藤井と丹羽が担当するクラスを対象として調査を継続していた。これらを総合的にまとめる[1]と、入学者は中学校・高等学校において情報教育を受けているが十分な情報リテラシーを習得できていないのが実状である。そこで、2011年度まで開講する情報処理科目「情報処理入門」のスキル習得を中心としたカリキュラムをベースとして、知識習得のための単元を加えることで対応した。授業内容の標準構成は表-1に示す通りで、長崎大学のPC環境、情報セキュリティ、情報の検索・活用と情報倫理、情報のデジタル化、ネットワークの仕組み、プレゼンテーション、文書作成、表計算、HTML、総合演習からなる。

表－1 情報科学科目「情報基礎」の内容

テーマ	回数	授業内容
ガイダンス	1	学習概要, 授業で使用するコンピュータ環境, 電子メール
情報セキュリティ	1	情報セキュリティとは, 利用者・組織が取るべきセキュリティ対策
情報の検索・活用と情報倫理	1	情報検索の仕組みと手法, 情報の信頼性と信ぴょう性, 情報倫理
情報のデジタル化	1	情報のデジタル化とは, 文字・音声・画像のデジタル化
ネットワークの仕組み	1	コンピュータのネットワーク, インターネットの構成
プレゼンテーション	1	プレゼンテーションとは, 資料作成上の留意点, PowerPoint について
文書作成	3	Microsoft Word の操作, 文字の書式, 段落の書式, ページの設定, オブジェクトの操作, 表の作成, ワードプロを用いる利点, 作業環境の設定, スタイル
表計算	4	Microsoft Excel の機能, 基本操作, 数式, 表の書式設定, セルの参照, 関数, 書式の設定, 条件分岐, データの検索, 複数シートを使ったデータ処理, データの並び替え, データの抽出, 集計, ピボットテーブル, グラフ, 表・グラフの印刷, アプリケーションの連携
Web ページ作成	1	HTML, Web ページの作成
総合演習	1	まとめ

2. 全学モジュール「情報社会とコンピューティング」

全学モジュールにテーマ「情報社会とコンピューティング」として, 全学モジュール I 科目を三つ, 全学モジュール II 科目を六つ開講する。なお, 後者の一授業科目では, 情報社会の実状を分野横断的に学習させるため, 経済学部, 医歯薬学総合研究科, 工学研究科の協力を得る。

全学モジュール I 科目および全学モジュール II 科目の到達目標を表－2 に示す。表－3 と表－4 には, 全学モジュール I 科目と全学モジュール II 科目それぞれの授業科目と概要を示す。

表-2 モジュール「情報社会とコンピューティング」の到達目標

	到達目標
全学モジュール I 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・表計算によるデータ分析, および文書構造を意識したレポート作成ができる ・情報セキュリティの取り組み方について概要を説明できる・コンピュータシステムの動作原理を説明できる
全学モジュール II 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの社会での利用事例を理解し, 位置づけを説明できる ・情報システムの活用法 (テクニック) を理解し, 応用できる ・情報システムで用いられている技術 (テクノロジー) を理解し, 説明できる

表-3 全学モジュール I 科目の概要

授業科目	概要
情報の活用	整った報告書 (レポート) の効率的な作成に欠かせないデジタル文書作成技法およびデータ分析に応用できる表計算技法の中級レベルについて演習を交えながら学ぶ。
情報社会の安全と安心	情報化社会における, セキュリティ維持について, 基本となる考え方を学ぶ。セキュリティ維持に必要な情報技術, ルール, 運用の基礎について講義を行う。また, 理解を深めるために, 情報セキュリティマネジメントに関するグループ学習を行う。
計算機の科学	コンピュータの入力, 記憶, 演算, 制御, 出力の各機能の仕組み, 基本ソフトウェアとアプリケーションプログラムの動作原理及びデジタルデータの表現方法などの基礎知識について講義を行う。また, 課題により, コンピュータ内での情報の表現, OS, アプリケーションプログラム等の理解を深める。

表-4 全学モジュール II 科目の概要

授業科目	概要
問題解決のアルゴリズム	プログラムの文法や作法, データ構造, アルゴリズム設計や実装をとおして, 情報社会基盤の重要な要素であるプログラミング言語について学ぶ。プログラミング言語の機能を理解し, 演習を通じて実際に利用して, 簡単なプログラムの読解や作成ができるようにする。
情報と社会	実社会における「情報」について, 次の観点から考えます。それぞれを理解し, 説明できることを目標とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済学的視点から理論とその限界について学ぶ ・ ソーシャル・メディアに関する技術的話題に触れる ・ 医療現場における活用事例 ・ 「情報」の表現・可視化について
ソフトウェアの利用技術	<p>ある問題を解決していく過程において、長崎大学の端末室で利用できるアプリケーションソフト（画像処理、統計処理、その他）を活用していく方法について、演習を交えながら学ぶ。</p> <p>解決すべき問題に応じて適切なアプリケーションソフトを活用できることを目標とする。</p>
情報通信とコンピュータネットワークのしくみ	<p>コンピュータやネットワークの要素技術や規格・プロトコル等を知ることにより、コンピュータシステムや構成要素がどのような仕組みで稼働しているか、また、どのような性能や信頼性をもって稼働しているかを理解することを目標とする。</p>
情報化時代の仕事術	<p>皆さんは、ライフハック(Lifehacks)という言葉をご存じでしょうか？ ライフハックとは「情報処理業界を中心とした『仕事術』のことで、いかに作業を簡便かつ効率よく行うかを主眼としたテクニック群」(WikiPedia)のことである。</p> <p>この授業ではいくつかのライフハックについて演習をまじえて学び、日常生活や学習・研究の場で活用できるようになることを目標とする。</p>
情報化の役割と課題	<p>社会で実際に構築・運用されている情報システムを取り上げて、個人学習とグループ学習によりその価値等について考えます。</p> <p>情報社会における情報システムの役割について理解し、説明できることを目標とする。</p>

参考文献

- [1] 藤井美知子, 直野公美, 丹羽量久: 大学入学生の情報教育に関する 5 年間の調査・分析, 長崎大学大学教育機能開発センター紀要, Vol.2, pp.59-64, 2011 年 3 月.

2. 情報セキュリティアンケートから見た日常に潜むセキュリティリスク

情報メディア基盤センター 上繁 義史

1. はじめに

長崎大学には、ネットワーク、情報機器、電子ファイルの情報、紙媒体の情報など、多種多様な情報資産があり、その内容や量も日々変化している。この状況を念頭に、本学では、第二期中期目標において「情報マネジメント体制を整備し、情報セキュリティを向上させる」ことを掲げており、平成 23 年度の年度計画で「本学の情報資産に対するリスク分析を行う」ことを挙げていた。そこで、平成 23 年 12 月より平成 24 年 2 月まで、全教職員を対象に「情報セキュリティアンケート」を実施し、これらの情報資産の管理・運用に関する現状とそこに潜むセキュリティ上のリスクを調査した。以下、アンケートの方法及びその結果について報告する。

2. アンケートの方法

アンケートの内容は情報セキュリティ専門部会での検討を経て、平成 23 年 12 月 21 日に全教職員に対して「情報セキュリティアンケートの実施の協力について」と題して、アンケートへの回答をお願いするメールを送付した。アンケートへの回答は、同メールにて指定した URL にアクセスし、図 1 に示すような Web フォームへの入力により行った。設問は情報資産の保有状況や管理・運用状況など、全部で 9 分野 40 問であった。回答を平成 24

年 2 月 3 日に締め切った。

アンケート対象の教職員の人数は常勤教員 1,158 名、常勤職員 1,609 名、非常勤教職員 1,207 名、合計 3,974 名（平成 23 年 12 月現在）に対して、アンケートの回答総数は 471（全教職員の 11.9%（母数を常勤教職員に限定すると 17.0%））であった。

アンケートの全回答について集計・リスク分析を行い、対策についての検討を加え、その結果を以下の会議等で報告した。その後「情報セキュリティリスク分析に関する報告書」として、学内に開示した。

- 情報セキュリティ専門部会（平成 24 年 3 月 6 日）

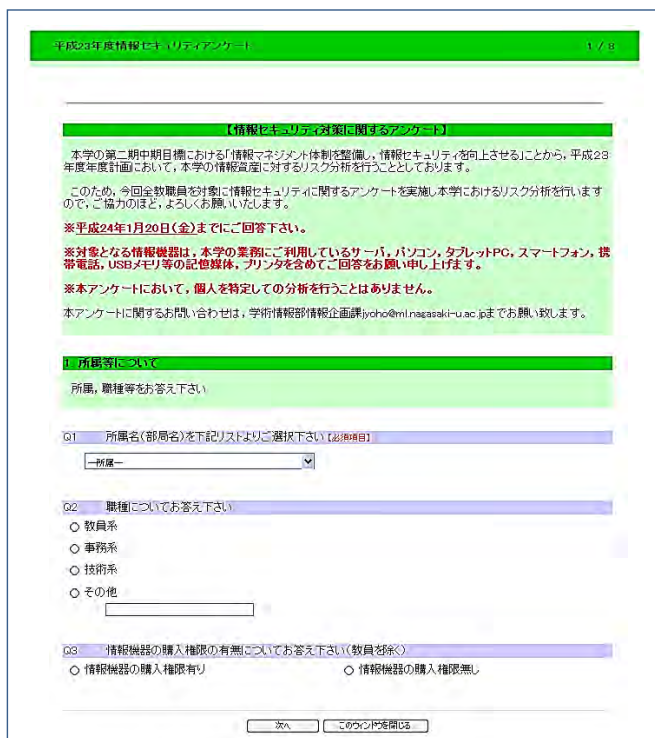


図 1 情報セキュリティアンケートの回答入力画面

- 情報メディア基盤センター運営委員会（平成 24 年 3 月 13 日）

- 学長・副学長会議（平成 24 年 3 月 13 日）
- 情報政策委員会（平成 24 年 3 月 15 日）
- 連絡調整会議（平成 24 年 3 月 16 日）

3. アンケート結果から見た日常のリスク

アンケートでは、多岐にわたる質問を行ったが、本誌が大学の内外に広く公開される性格に鑑み、一般的と思われる話題に絞って述べていく。詳細については、「情報セキュリティリスク分析に関する報告書」を参照されたい。

3.1. 資産の管理不足による紛失・盗難のリスク

以下の設問に対する回答として図 2 のような結果を得た。

Q 下記の機器を無くしそうになったことがありますか？（いわゆる“ヒヤリ・ハット”の経験も含む）

(1) ノート PC・タブレット PC 選択肢（はい、いいえ、持っていない）

(2) USB メモリ 選択肢（はい、いいえ、持っていない）

ノート PC・タブレット PC については、ヒヤリ・ハットを含めても、無くしそうになった経験は少ないことから、紛失のリスク自体は低いものとみられる。しかしながら、今後のリスクが 0 になったわけではない。

USB メモリについては、別の設問から教員系の回答者に持ち歩くケースが多い傾向が分かっており、その分だけ無くしそうになる経験が多いものと思われる。実施すべき対策と

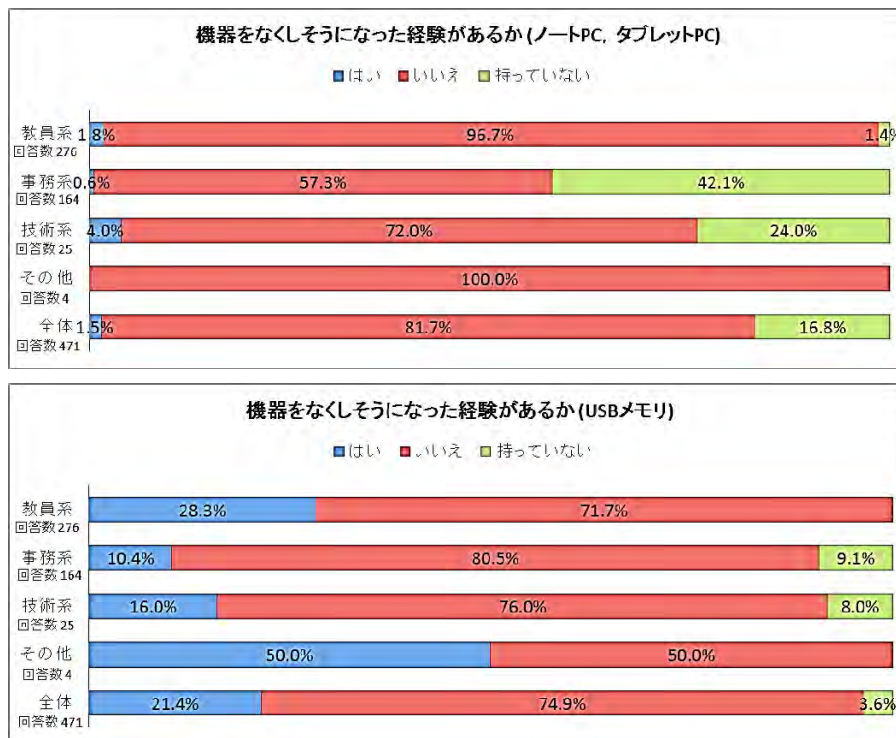


図 2 集計結果（機器を無くしそうになった経験）

して、以下の項目を考慮すべきである。

- 機器に重要な情報を格納しない
- ノート PC の HDD 全体を暗号化する
- 使わないときには鍵付きの場所にしまったり、部屋から出るときに施錠したりするなど、「保有者以外に扱えない」ように運用する
- USB メモリを外部に持ち出すときにストラップをつけて首にかけるなどして、紛失防止をはかる
- ハードウェア暗号化、ウイルス対策、指紋認証など、セキュリティ機能を持つ USB メモリを使い、紛失時の情報漏洩を防ぐ

3.2. PC, USB メモリ, タブレット端末等を媒介したウイルス感染と拡大のリスク

セキュリティパッチ適用及びウイルス対策に関する意識について、以下のような質問を行った。

Q 教職員の PC や自ら管理している PC のセキュリティアップデートの確認頻度で、最も近いものを答え下さい。

選択肢 (毎日, 1 週間以内, 1~2 ヶ月以内, 3~6 ヶ月以内, 7~12 ヶ月未満, 1 年以上)

Q 教職員の PC や自ら管理している PC のウイルス対策ソフトの確認頻度で、最も近いものを答え下さい。

選択肢 (毎日, 1 週間以内, 1~2 ヶ月以内, 3~6 ヶ月以内, 7~12 ヶ月未満, 1 年以上)

セキュリティアップデート確認の頻度については、図 3 のとおり、全体では「毎日」(32.2%)と「1 週間以内」(36.5%)で 68.7%を占めており、頻繁に確認するとの回答が多かった。その一方で 0.8%「1 年以上」と回答しており、確認の頻度が少ない人もいることがわかった。ウイルス対策ソフトのアップデート確認の頻度についても、概ね同様の傾向が見られた。

自動更新をキャンセルするなど、セキュリティアップデートが適切に行われなかった場合には、標的型攻撃や PC 等端末の乗っ取りといったリスク、端末内のデータ窃取のリスクが高まる。他にも OS やソフトウェアの脆弱性を悪用した攻撃に晒されるリスク、ネットワーク内の他の PC 等に感染を拡大させるリスクなどが高まる。

Windows 系 OS や Microsoft Office 系ソフトウェアでは定期的 (月 1 回以上) に自動更新が行われている。Adobe Reader, Adobe Flash Player や Java など、脆弱性を悪用されやすいソフトについても不定期ながら自動更新がなされる。その他注意すべきソフトウェア (ブラウザなど) については、JVN (Japan Vulnerability Notes) の Web サイトで公開されている MyJVN (<http://jvndb.jvn.jp/apis/myjvn/index.html>) を利用することで更新状況を確認することができるので、確実なアップデートを行う習慣が必要である。

多くのウイルス対策ソフトはアップデートをタイマー設定できるので、勤務時間かつ PC が起動している時間帯に設定することを推奨する。定期的なウイルスチェックの実施 (例えば週 1 回以上) も併せて推奨したい。

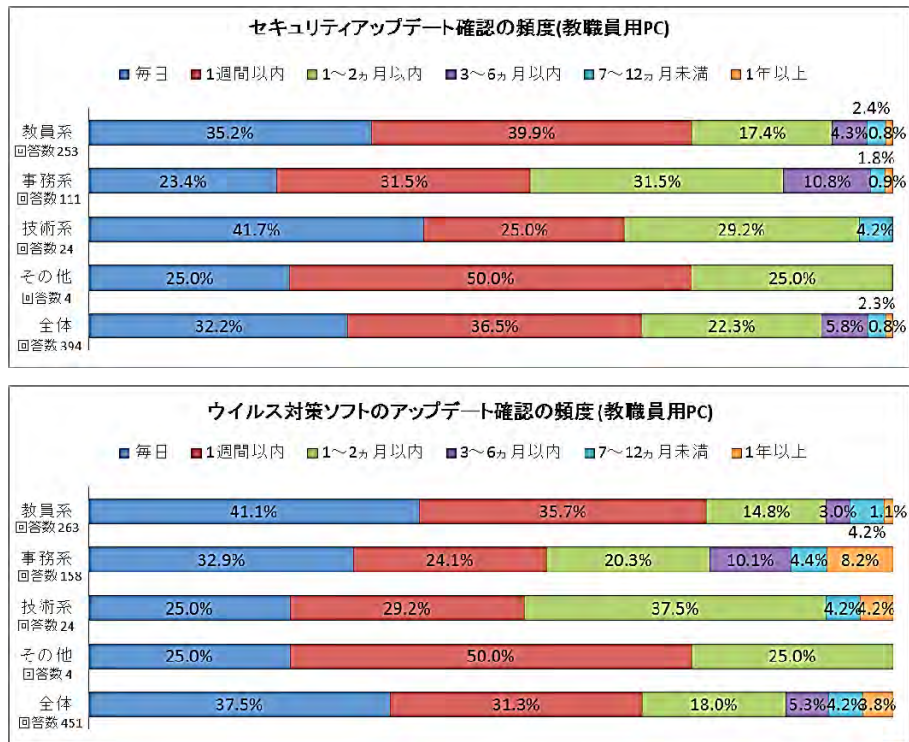


図3 集計結果 (アップデートの確認頻度)

3.3. なりすまし等によるシステムの不正使用のリスク

Q PC や業務システムのパスワードは、アルファベットと数字を混在させ文字数を長くする等、推測されにくいものを設定していますか？

選択肢 (はい、いいえ、該当なし (PC や業務システムを扱わない))

集計結果は図4のようになった。「はい」との回答が全体の84.9%にのぼり、ある程度パスワードに関する考え方が浸透していると考えられる。その一方、「いいえ」との回答が14.2%見られた。パスワード変更の頻度が低い場合、パスワード解析が成功するリスクを抱えていることになる。

対策として、「推測されにくいパスワードの設定」と同時に「パスワードの定期的な変更」を行うことが必要不可欠である。パスワードに関する対策は基本的に教職員個々人をお願いするしかないのが実情である。最近ではIDとパスワードを管理するためのフリーソフトもあり、従前に比べて管理が容易になってきている。このような仕組みを利用するなどし

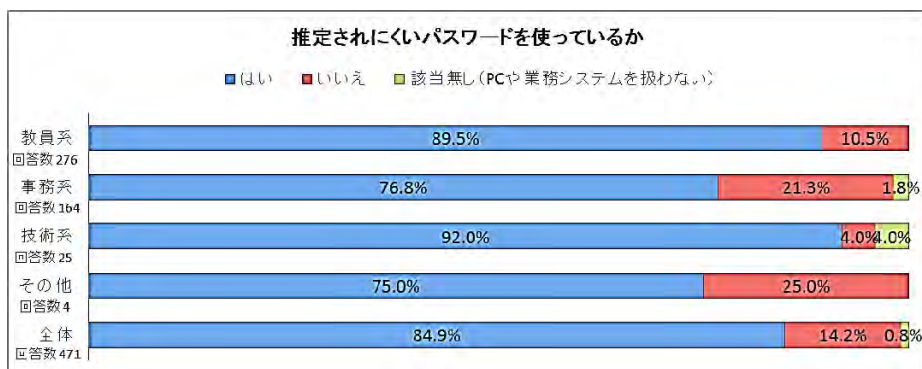


図4 集計結果 (複雑なパスワードの利用)

て、適切に管理することが必須である。

組織的な対策としては、定期的なパスワード変更の啓発を行うとともに、一定期間パスワードの変更がない場合に、強制的にパスワード変更を行う仕組みを運用するなどの対策が考えられる。

パスワードの管理状況について、以下の設問で尋ねた。

Q ID やパスワードの管理状況についてお答え下さい（複数選択可）

選択肢（

- すぐ見られるところに付箋紙を貼ったり、メモを置く等している
- 手帳に書いている
- PC等の電子ファイルにメモしている
- PCやシステム、ブラウザ等に覚えさせている
- 頭に記憶している
- 他人に管理してもらっている等、自分のIDやパスワードはよくわからない)

図5に示すように、基本的に「頭に記憶している」との回答が最も多く、全体で38.4%となっている。「手帳に書いている」(23.5%)、「PC等の電子ファイルにメモしている」(19.9%)との回答がこれに続いているが、誰の目にも触れる性質のものでない限り、脆弱性は必ずしも高くない。一方、「すぐ見られるところに付箋紙を貼ったり、メモを置く等している」(9.9%)については、端末の設置環境によっては、誰でも見られる可能性があるため、脆弱性の程度が高くなると考えられる。また、「PCやシステム、ブラウザ等に覚えさせている」(8.2%)については、パスワードの入力を省略することになるため、当該PCにアクセスできれば、同時に各種システムにアクセスすることが可能となる。したがって、左記の例よりも脆弱性の程度がさらに高いと言える。ごくわずかの回答数であるが、「他人に管理してもらっている等、自分のIDやパスワードはよく分からない」が0.2%あった。基本的にIDは個人にひも付いているので、管理責任の主体がID所有者個人である点を十分認識する必要がある。

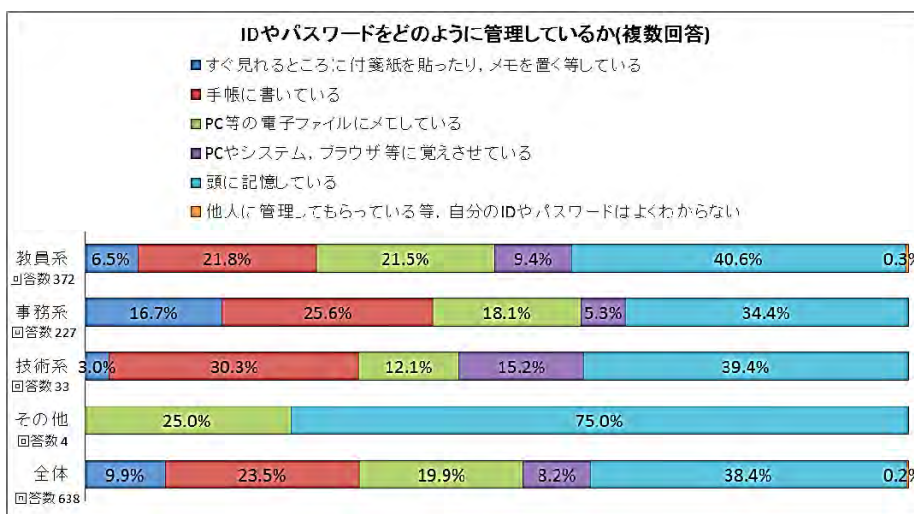


図5 集計結果(ID・パスワードの管理状況)

基本的な対策としては、

- モニタにメモを貼り付けるなど、他人の目に直接触れるような所に放置しない
- PC やブラウザ等にパスワードを記憶させない
- 暗記することが望ましい
- ID・パスワードの管理ツールを利用して、安全に保管する

などを行うべきである。

3.4 ファイル共有サービスによる情報漏洩・改ざん・消失のリスク

学外のファイル共有サービスの利用状況について以下の質問を行い、図 6 のような集計結果となった。

Q 利用している共有フォルダ又は共有サービスの存在場所についてお答え下さい（複数選択可）

選択肢（学内（部局内）、学内（部局外）、学外）

回答者全体の 78.3%が「学内（部局内）」、6.4%が「学内（部局外）」と回答しており、各部局や研究室にてネットワークアクセスが可能なストレージが設置されているためとみられる。一方、15.3%が「学外」と回答している。学外サービスを利用する傾向は教員系において顕著であった。

共有フォルダ又は共有サービスにおけるリスクとしては、ウイルス対策が不十分な場合、ウイルス等に感染したファイルの共有による感染拡大が挙げられる。回答者の過半数が利用している状況があることから、このリスクは十分に考慮すべきである。また、アクセス制御が十分活用されていない場合、なりすましなどの不正アクセスのリスクが考えられる。

特に学外サービスについては、以下のリスクを考慮する必要がある。

- 保存したファイルのセキュリティ維持を利用者が直接行えない（アクセス権の設定ができて、システム維持については利用者にはできない）
- サービス停止時のファイルの取り扱いが不透明（特に企業買収など、事業が継続されるかがサービス提供者側の状況に依存する）
- サービス提供者側の従業員のセキュリティが不透明

管理者の対策としては、サービス開始時に

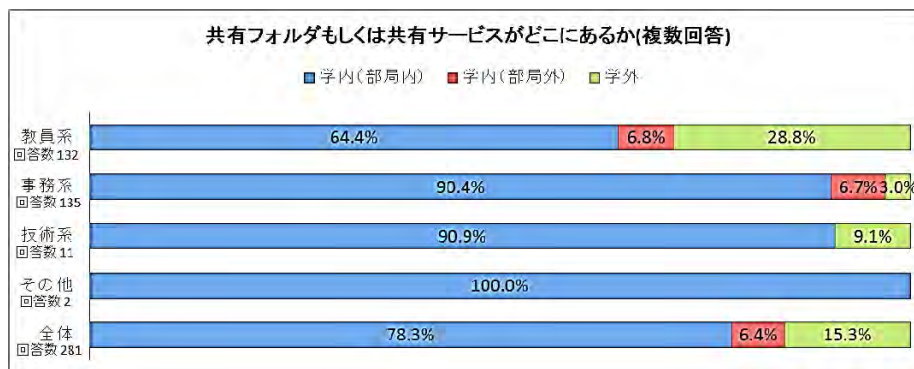


図 6 集計結果（共有フォルダ・共有ファイルの利用）

- ウイルス対策ソフトの利用やセキュリティアップデートといったソフトウェア対策
- ユーザ管理やフォルダ・ファイルへのアクセス設定といったアクセス制御
- 装置の一部もしくは全部の故障に備えた冗長化

などの対策を取ることが考えられる。

利用者の対策としては、

- 適切なパスワードを利用し、定期的にパスワードを変更する
- 機密性の高い情報を部局内等で共有する場合には、パスワードを設定するなど、ファイルを暗号化する。
- ファイルにアクセス権（閲覧，更新の許可・不許可）を設定し，情報の更新状況を管理する。

学外サービスについては、上述のリスクにより、業務や研究に関する情報共有の手段としては利用しないことが望ましい。利用者が学内に限られるのであれば、グループウェアやネットワークストレージなどの仕組みを適切に活用することにより、情報漏洩のリスクを低減することも可能となる。

学外との情報共有など、学外サービスを利用せざるを得ない場合には、サービス提供者の SLA（サービスレベルアグリーメント）を確認の上で、ユーザ管理やアクセス権限の設定を厳格に行うとともに、共有する情報を暗号化したり、必要最低限の利用にとどめたりするなど、細心の注意が必要である。

3.5 メール転送による情報漏洩のリスク

本学ドメインのメールアドレスに届いたメールの転送について以下のような質問を行ったところ、図7のような結果となった。

Q 学内のメールアドレス（例：@nagasaki-u.ac.jp）に届いたメールを、学外（個人所有のアドレス）に転送していますか？

選択肢（はい、いいえ、該当無し（学内のメールアドレスを持っていない））

Q 転送したメールを読む主な機器についてお答え下さい

選択肢（PC，タブレット PC（iPad, Android, Windows 等），携帯電話（スマートフォン含む））

※ 上の設問で「はい」と回答した人が対象

図7より、転送の利用は教員系に多い傾向（39.1%）が分かった。転送したメールを読む機器としては、PCが72.7%と最も多く、スマートフォンを含む携帯電話が22.7%、タブレットPCが4.5%となった。学内のメールシステムではWebメールが推奨されているが、従前からのメール環境を使い続けるケースが多いためと考えられる。

メールの転送によるリスクとしては、情報漏洩・ウイルス等感染拡大が挙げられる。更に、メール送信者（転送メールの送信）側，メール受信者（転送メールの受信）側，転送したメールを受信するメールサービス提供者について，以下のようなリスクも考えられる。

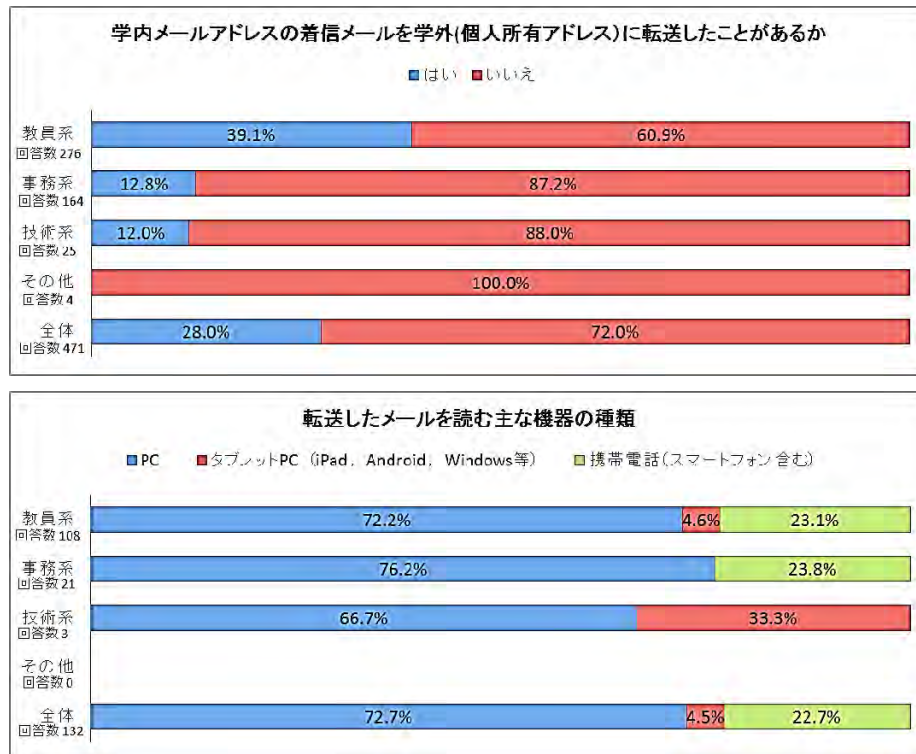


図 7 集計結果 (メール転送の状況)

(1) メール送信側 (転送メールを送信する側)

- 転送するメールがウイルス等を含む場合に転送先にウイルス等の感染を拡大させるリスクがある。多くの場合には、何らかのメールセキュリティの仕組みで防止できるが、未知の脆弱性をついた攻撃 (ゼロデイ攻撃) などを抑止できないことがある。
- メール転送を PC のメールクライアントソフトから行っている場合に、PC がウイルス等に感染して、転送メールに不正なコードを埋め込んで送信することが考えられる。

(2) メール受信側 (転送メールを受信する側)

- PC やタブレット端末 (スマートフォン含む) のソフトウェア等の脆弱性対策が不十分な場合に情報漏洩のリスクが高まる。特に Android 系端末については、ウイルス発見の件数が増大しており、十分な注意が必要である。

(3) メールサービス提供者 (転送したメールを受信するメールサーバ側)

- ID・パスワードの情報漏洩によるアカウントの乗っ取り (放置されたメールアドレスを持っている場合に特に注意)
- 脆弱性を突いた第三者の攻撃による不正なメールアドレスの取得 (一部の学外サービスで過去実際に発生)

最も有効な対策は、転送自体を行わないことである。しかしながら、業務上不可避と考えられる状況もあるので、最低限の対策として、以下のようなことを行うべきである。

- PC, タブレット端末, スマートフォンにおいて、ウイルス対策ソフトをインストールし、確実にアップデートを行う

- PC, タブレット端末, スマートフォンにおいて, OS やアプリのアップデート確認を定期的に行う
- 自動転送を行う場合, 転送のルールを設定するなどして, 機密性の高い内容が転送されないようにする

3.6 セキュリティ教育の不徹底によるリスク

本学では平成 21 年 2 月に情報セキュリティポリシーの第 3 版を発行している。これに関連して, 以下のような質問を行い図 8 のような結果を得た。

Q 長崎大学の情報セキュリティポリシー (第 3 版) を知っていますか?

選択肢 (はい, いいえ)

現行の情報セキュリティポリシーがアンケート実施の時点で改訂から約 3 年経過していたにもかかわらず, 認知度が極めて低いことが明らかとなった。この状況から考えられるリスクとしては

- 組織的なセキュリティ対策基準の共通理解が進まない
- 対策の必要な箇所に対策がなされない
- 必要以上に対策を取ろうとして過剰投資を生じる

といったことが考えられる。対策としては, 全学的に再読を促すと共に, 適宜セキュリティポリシーに関する講習会や FD を開催して啓発することが挙げられる。

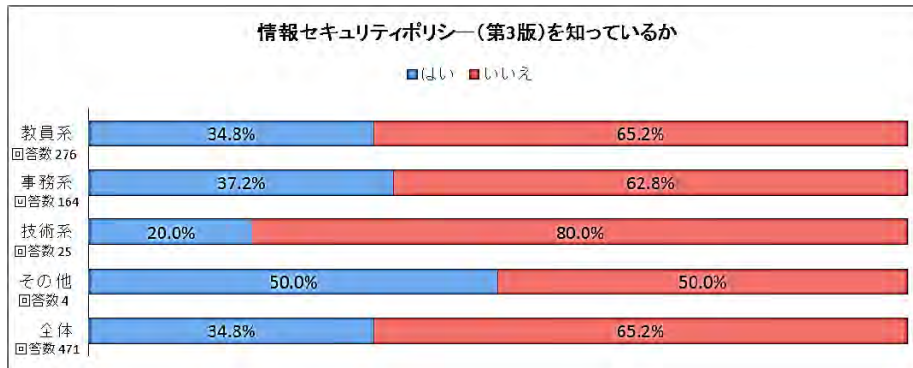


図 8 集計結果 (セキュリティポリシーの周知状況)

4. まとめ

本報告では, 情報セキュリティアンケートの集計結果に基づいて, 長崎大学におけるセキュリティ上のリスクの現状及び実施すべき対策について考察を行った。今後のアンケートについて回答しやすい手法を検討すると共に, 広くセキュリティ意識向上と実効性担保をはかっていく方法について検討する予定である。

謝辞

情報セキュリティアンケートに回答いただいた教職員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

3. 平成 23 年度 情報基盤にかかる業務報告

情報メディア基盤センター 柳生 大輔

0. はじめに

平成 23 年度に実施した情報基盤に関する事業等について、簡単に紹介させていただきます。

1. 新ファイアウォール（情報セキュリティ装置）について

本学のキャンパス情報ネットワークとインターネットの境界に位置し、通過する通信内容を監視・制限することにより、インターネットからの攻撃を防御するとともに、内部からの情報漏洩を防ぐための情報セキュリティ装置（ファイアウォール及び SINET 接続用ルータ）について、平成 23 年 3 月に更新を行い、4 月より運用を開始しました。これらの装置については、本来その性質上詳細は明らかにできませんが、平成 23 年 4 月に実施した第 3 回情報メディア基盤エンター講習会でお話しした内容から、その機能について説明させていただきます。

1. 1 インターネットにおけるコンピュータ間の通信

ファイアウォールの機能を理解する上で、コンピュータ間の通信がどのように行われるのか、という知識が必要となります。そこで、

そもそも、インターネット上において、コンピュータ間の通信はどのように行われるのでしょうか。ので、例として、国立情報学研究所の Web サーバ (www.nii.ac.jp) にアクセスすることを例に考えてみます。ユーザが自端末の Web ブラウザに URI(<http://www.nii.ac.jp>) を入力すると、以下のような手順でコンピュータ同士が通信を行います。

1) 端末は、本学の DNS キャッシュサーバに対してホスト名 www.nii.ac.jp に対応する IP アドレスを尋ねる

※コンピュータは端末やサーバを IP アドレスで特定・通信します

・本学の DNS キャッシュサーバは、インターネット上の DNS コンテンツサーバから www.nii.ac.jp に対応する IP アドレスを調べて端末に回答します。この例では、IP アドレスは 136.187.7.10 となります。

2) IP アドレス 136.187.7.10 が付されたサーバの 80 番ポート（Web であるため。SSL で暗号化されたページの場合は 443 番ポート）に対して、TCP でセッションを張り、ページのコンテンツをリクエストします。

※1 台のサーバで、複数のサービスを提供することができます。ポート番号は、言うならば、

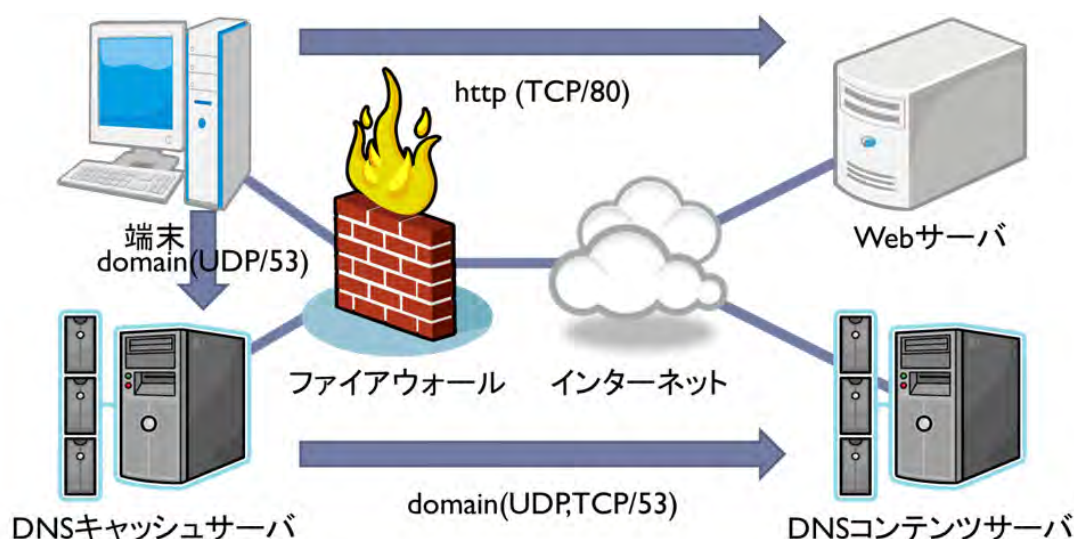
提供を受けるサービスを指定するための番号です。

※この際、端末に振られた IP アドレスがプライベートアドレスであるならば、ファイアウォールやブロードバンドルータなどの装置によって、アドレス変換等が行われます。

・ Web サーバから端末に対してコンテンツが送信されます。コンテンツのリクエスト・転送の protocols として **http** が用いられます。

3) ブラウザがコンテンツを解釈し、画面を構成して表示します。

・ ページ内に画像等のファイルや他の Web サーバに掲載されたコンテンツがあるようなら上記の手順を繰り返します。



1. 2 ファイアウォールとは

前節でわかることは、インターネット上コンピュータ同士の通信は、インターネット上では IP アドレスで通信相手のコンピュータを識別し、ポート番号でサービスを識別する、ということです。また、プロトコルでデータのやり取りの方法が規定され、そのプロトコルに基づいて通信を行い、様々なサービスが提供されます。例えば Web についても、単に情報発信されている Web ページを見るだけではなく、現在ではブラウザさえあれば、Webmail やファイルアーカイブシステム、skype や facebook などの Web アプリケーションが利用できるようになっています。

さて、学生や教職員が用いる業務用システムについて、学内専用や学部専用といったシステムがあるのは御存じだと思います。つまり、利用できるユーザが制限されたシステムです。これらについては、利用する正当な権限を持たない人の利用を制限する、すなわち、アクセス制御を行う必要があります。アクセス制御の方法には ID やパスワードを用いた方式もありますが、そもそも利用を想定するコンピュータからの接続のみ許可し、利用を想

定しないコンピュータからの接続を遮断する、という方法も考えられます。サーバの OS 等でもそうですが、実は普通の PC の OS でも、ユーザが知らないまま、通信を受け付けているポート番号があったりするのです。以前の PC 用 OS では、デフォルトでインストールし、セキュリティ対策ソフト等を何もインストールしないで、インターネットに直接接続すると、2 時間程度で乗っ取られた、というレポートもあります。

そこで、通信を制御し不必要な遮断等を行うために用いられる機器や機能の概念のことを、「ファイアウォール」と呼びます（実装の形態を問いません）。

ファイアウォールにはいくつか種類があり、その種類によって、制御・防御できる対象が異なります。※説明を簡単にするため省略した型もあります。

- ・(単純な) パケットフィルタ型

通信を許す IP アドレスやポート番号を識別して、通信を制御・遮断するものです。動的制御を行えるものでは、ある通信が外部に対して行われたら、そこから帰ってくるパケットを受信することを一定時間許可し、それ以外は遮断する、という動きをします。

家庭でインターネットに接続する際に、ブロードバンドルータと呼ばれる装置が用いられますが、この装置ではアドレス変換が行われるため、その仕組み上、内部のコンピュータと外部のコンピュータ間では、パケットフィルタ機能が働きます。一応、外部からの不必要な接続を遮断することができます。

- ・ステートフルインスペクション型

実際のコンピュータの通信では、通信を開始するための信号を送り、受け手がその通信を理解する信号を返し、それから実際の通信が行われる、というような通信状態の制御が行われます。ステートフルインスペクション型では、パケットフィルタ型の機能に加え、このような通信状態が正当なものかを判断し、正当でないものは遮断します。高級なブロードバンドルータ等にも実装されているものもあります。Unix 系 OS のソフトウェアファイアウォールにも実装されています。

- ・アプリケーションゲートウェイ型

上記のファイアウォールでは、通信相手や通信状態等により通信制御を行うため、実際の通信の内容に触れることはありません。このことから、防御できる対象には限界があります。たとえば、コンピュータウイルスに感染したメールなどです。メールの送信手続として適正に行われた場合、上記のファイアウォールでは通過してしまいます。他には、許可されたプロトコル（にあたるポート番号）を用いて他のプロトコルで通信を行おうとした、組織の情報漏洩防止として特定の種類のファイルの学外への送信が禁止されているのに送信を行おうとした、また、業務上必要ない特定のサイトにはアクセスさせない、などがありますが、これらはこの型のファイアウォールでないと防御できません。各 OS やアプリケーションで時々発見される脆弱性についても同様です。更新前のファイアウォールはこのタイプでした。

1. 3 更新したファイアウォールの機能：アプリケーション識別

更新したファイアウォールは、メーカーに言わせると「アプリケーション識別型」ファイアウォールです。アプリケーション識別とは、これまでのファイアウォールの機能（アプリケーション脆弱性・ウィルス・スパイウェア・ワームのリアルタイム検知・ブロック）に加えて、どのサービス・アプリケーション（PCにインストールされたアプリケーションとWebアプリケーションの両方を含みます）が利用されているか、さらには、そのサービス・アプリケーションのどの機能が利用されているか、ということを知ることができる、ということです。識別した結果に基づき、個別に通信を制御することができます。たとえば、skypeというアプリケーションの利用についても、ビデオチャットするという機能・行為と、ファイルを転送するという機能・行為を個別に識別することができます。



1. 4 P2P ソフトウェアにかかる通信の遮断開始

更新したファイアウォールの機能を用いて、平成 24 年 1 月よりファイル共有ソフトウェア（P2P ソフトウェア）にかかる通信の遮断を開始しました。

P2P ネットワーク内で交換されているファイルの多くが著作権等を侵害したものであること、また、意図的にコンピュータウィルスに感染させたファイルが流通していることが報告されています。P2P ソフトウェアの利用は著作権侵害を助長し、また端末のウィルス感染等を通じて本学の情報ネットワークの脅威となります。本学の事例ではありませんが、ウィルスに感染させた端末を遠隔操作した（脅迫・威力業務妨害となる内容を送信した）事例も報道されているとおりです。

なお、その性質上、対象となるアプリケーションの公表はしませんので、教育研究上必要な場合は、個別に御相談をお願いいたします。

1. 5 研究室や家庭でも

本センター（情報企画課）では本学のキャンパス情報ネットワークの管理を行っておりますが、学部や研究室、家庭といった狭い範囲のネットワーク内での事象については、防御できないこともあります。学部や研究室、家庭の PC 端末等についても、必ず OS やアプリケーションのアップデート、ウィルス対策ソフト等を導入し定期的にスキャンをかけるなどの対策を実施していただきますよう、お願いいたします。

なお、本センターでは Android 端末用ウィルス対策ソフトの提供も平成 28 年 2 月末までの期間限定で行っておりますので、ご利用ください。

2. 電子メールサービスにかかる update

2. 1 Outbound Port 25 Blocking の開始

「電子メール」においては、

- ・メールソフトからメールサーバへの送信・メールサーバからメールサーバへの配信で同じ smtp を用いる（Webmail の利用を除きます）
 - ・From（発信者名）は自由に設定できる。よって、メールの From だけでは本人かどうか確認できない
 - ・25 番ポートによる送信の場合（組織・プロバイダ内では）送信時認証を行わない場合がある
- などの特徴があります。

Outbound Port 25 Blocking(OP25B)とは、プロバイダ・組織が設置するメールサーバを用いずにプロバイダ・組織外のメールサーバ（の 25 番ポート）に対して直接メールを送信しようとする通信をプロバイダ・組織側（送信者が所属する側）のファイアウォール等で遮断すること、をいいます。本来は、家庭やモバイル端末など発信元 IP アドレスがプロバイダ等によって動的に割り当てられる IP アドレスである場合に適用されることが多く、自らサーバを立てるような固定 IP を取得している場合には適用されないこともあります。

大学等の機関においては、教員の異動（採用・退職）が多く、複数の組織に地位を有する方もおられ、利用者の中には、大学等の組織が発行したメールアドレスではなく、プロバイダや gmail 等のメールアドレスを公表・利用している方も少なくありません。

このため、これまではこれらの学外メールサービスを利用いただけるよう、特に通信制限は課していませんでしたが、

- ・SPAM の発信源や情報漏洩の原因となる可能性がある
- ・学外メールサービスにおいて、ほぼ全てで Webmail サービスや Submission ポート（587 番ポート）による送信サービスが提供されるようになった

・ホテル等のインターネット接続サービスやモバイル接続サービスでも 25 番ポートを用いた直接送信が遮断されるようになった

という状況から、本学においても、平成 24 年 5 月より 25 番ポートを用いたメール送信については、許可制（原則として遮断し、業務上の必要がある場合には通過するよう申請を受け付ける）といたしました。

本措置は、本学の電子メールシステムのみを利用している一般ユーザに影響を与えるものではありませんが、サーバ等や監視装置等を運用されている場合には申請が必要となります。詳細については、本センターの Web をご覧ください。

2. 2 SPF 認証設定情報の投入

昨今、電子メールの SPAM 等迷惑メールの存在が大きな問題となっています。電子メールについてはその仕組み上、送信者のメールアドレス（From フィールド）は自由に設定できるため、メールアドレスの所有者の意思とは無関係にそのメールアドレスを騙られたメールが第三者から発信されたり、また、何らかの理由により受け取りを拒否された結果としてのエラーメールが本来のメールアドレスの所有者に戻ってきたりするなどの問題が生じることがあります。迷惑メールについても、送信者のメールアドレスを騙って送信されることが少なくありません。

この問題の対策の一つとして、SPF(Sender Policy Framework)認証があります。SPF は、受信側メールサーバが、そのメールが送信者のメールアドレスの所有者が指定した送信側メールサーバ（IP アドレス範囲）から送信されていることを確認することにより、なりすましメールであるかどうかを判断する技術です。各メールアドレスの所有者は、そのメールアドレスのメールがどのメールサーバから送信する、ということを宣言することができますが、その情報をどう取り扱うかは、それぞれの受信メールサーバのポリシーにより異なります。

本学においても、本センターが管理するメールアドレスで送信されるメールは、本学が指定したメールサーバからのみ送信する、ということを宣言する SPF 認証情報の登録を平成 23 年 9 月に行いました。

本学のメールサーバ（Webmail サービスを含む）を用いて一般的にメールを送受信される方には、設定変更を行っていただくなどの影響はありません。詳細については、本センターの Web をご覧ください。

2. 3 net/net2 ドメインメールサービスの廃止について（予告）

本センターでは、平成 6 年から@net.nagasaki-u.ac.jp（主に教員、医師に交付）、@net2.nagasaki-u.ac.jp（事務系その他の職員に交付）のメールサービスを提供してきまし

たが、平成 18 年 3 月に@nagasaki-u.ac.jp（以下、大学ドメインといいます。）の新メールサービスの提供を開始し、すでに教職員の大多数が@nagasaki-u.ac.jp へ移行されております。

現在は、新旧両ドメインを運用しておりますが、運用ドメインを削減することにより、システム構成を単純化できコストの削減が可能であること、また、迷惑メールの削減等も図れることから、平成 25 年 9 月 2 日（月）をもって net・net2 ドメインのメールサービスを廃止することになりました。

まだ、移行がお済みでないユーザにつきましては、廃止日までに計画的に移行をお願いいたします。詳細は、本センターの Web をご覧ください。

3. その他

平成 23 年度に実施したその他の事業等について簡単に紹介させていただきます。

・東京事務所の学内 LAN 化について

VPN 技術を用いて東京事務所と本学データセンターを接続し、東京事務所内のネットワークについて、学内 LAN の一部となるよう構成変更を行いました。東京事務所内からも、本学キャンパス内で利用できるネットワークサービスがすべて利用できるようになりました。また、遠隔会議システム（polycom）を設置いたしましたので、本学キャンパス内と東京事務所での遠隔会議が可能です。遠隔会議システムの利用につきましては、東京事務所・広報戦略本部にお尋ねください。

・データセンター非常信号メール発報システムの構築

データセンターについては、建屋・ラックの温度や消費電力、ドア開閉について常時監視（異常時のメール発報等を含む）を行っております。今年度、これらの監視に加え、自家用発動発電機や無停電電源装置の運転状態、また、万が一の火災に備えた窒素自動消火装置の運転状態について、ネットワークを通じた監視、異常時のメール発報等を行うシステムを構築しました。

※当然ですが、消防法上自動火災報知設備（感知器）は設置しており、移報は守衛室で受信されます。

・サーバ仮想化のための電源切替実施

本センター・情報企画課では、業務システムの信頼性向上、省エネ化のため、業務シス

テムのサーバの仮想化を順次実施しております。仮想化する場合、その目的上処理能力を集中させることとなりますので、仮想化プラットフォームは相当な電力を消費します。そこで、仮想化プラットフォームを安定して運用し、増設が容易にできるよう、分電盤・分電装置の追加設置を行いました。

なお、平成 24 年度より、学部や研究室のサーバ等をデータセンターにてお預かりするサービス（有料）を開始しております。詳細につきましては、本センター事務室にお尋ねください。

4. 平成 23 年度イベント（講習会、研究会等）開催報告

2011 年情報メディア基盤センター開催イベント

第 2 回情報メディア基盤センター講習会

下記要領で、組織の持つ情報や情報システムのリスク管理の第一歩として、情報セキュリティマネジメントに関する講演会を開催した。講師として山口大学メディア基盤センターの市川哲彦教授をお招きし、情報セキュリティマネジメントシステムがなぜ組織に必要なのかを解説していただいた。併せて情報セキュリティポリシーに関する解説を行った。年末の折 35 名のご参加を頂き、情報のリスク管理について大変活発な議論があった。

本講習会は第 73 回長崎大学 FD として実施され、後日参加者に受講証明書が発行されている。

日時	平成 23 年 12 月 12 日(月) 14:30~16:15
会場	第 2 会議室 (事務局 3 階)
対象	教職員
プログラム	<p>14:30~14:35 あいさつ 松田 浩 (情報メディア基盤センター長)</p> <p>14:35~15:25 講演「情報セキュリティマネジメントシステムの必要性と概要」 市川 哲彦 (山口大学メディア基盤センター教授)</p> <p>15:25~16:00 講演「ポイント解説『長崎大学情報セキュリティポリシー』の勘所」 上繁 義史 (情報メディア基盤センター准教授)</p> <p>16:00~16:15 総合質疑応答</p>



第3回情報メディア基盤センター講習会

新たな教養教育の開始を控え、当センターが行ってきた様々な取り組みを皆様に紹介するために、下記要領で3日にわたって講習会を開催した。主な話題は情報教育、情報セキュリティ、業務システムであった。年度末のご多忙な時期にもかかわらず、延べ91名のご参加をいただいた。

日時	平成24年3月21日(水) 10:30-12:00 平成24年3月22日(木) 14:30-16:00 平成24年3月27日(火) 14:30-16:00
会場	情報メディア基盤センター 第2端末室
プログラム	<p>【1日目】</p> <p>10:30～10:35 あいさつ 松田 浩 (情報メディア基盤センター長)</p> <p>10:35～11:15 講演「日々の活動に潜むリスク～情報セキュリティアンケートから見たもの」 上繁 義史 (情報メディア基盤センター)</p> <p>11:15～11:55 講演「ネットワークセキュリティ最新事情～メールとP2Pに異変あり！」 柳生 大輔 (情報メディア基盤センター)</p> <p>11:55～12:00 総合質疑応答</p> <p>【2日目】</p> <p>14:30～15:05 講演「新必修科目『情報基礎』がめざすもの」 丹羽 量久 (情報メディア基盤センター)</p> <p>15:05～15:15 質疑応答</p> <p>15:15～15:50 講演「統合認証の新たな仲間たち～新業務システムのご紹介」 松尾 信次, 土田 徹 (学術情報部情報企画課)</p> <p>15:50～16:00 質疑応答</p> <p>【3日目】</p> <p>14:30～15:50 講演「授業に使えるソフトたち～JMP9, MATLAB 他のご紹介」 野崎 剛一 (情報メディア基盤センター) 勝村 裕一 (SAS Institute Japan 株式会社) 上間秀洋 (SAS Institute Japan 株式会社)</p> <p>15:50-16:00 総合質疑応答</p>



第 76 回長崎大学 FD・SD「WebClass 活用入門」

新しい教養教育でアクティブラーニングが大いに推進される中で、授業設計に役立つためのツールとして、当センターが管理、運営する学習支援システム WebClass に関する講習会を行った。今回は第 76 回長崎大学 FD・SD として開催され、下表のとおり 2 回実施された。内容は 2 回とも同じである。2 月下旬、3 月中旬の開催にもかかわらず、それぞれ 18 名、24 名のご参加をいただいた。

詳細は本学大学教育機能開発センターWeb の FD 実施報告¹を参照されたい。

日時	平成 24 年 2 月 28 日(火) 14:00-15:30 平成 24 年 3 月 19 日(月) 10:30-12:00
会場	情報メディア基盤センター 第 2 端末室
主催	教務委員会
企画・実施	評価・FD 教育改善専門部会
講師	【1 日目】 丸田 英徳 (情報メディア基盤センター (開催当時)) 【2 日目】 野崎 剛一, 上繁 義史 (情報メディア基盤センター)

¹ 大学教育機能開発センター, “平成 23 年度 長崎大学 FD・SD WebClass 活用入門”, FD の実施報告, http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/fd/H23_10.pdf, (参照 2012-12-11)

2011年8月27日（土）情報コミュニケーション学会第7回研究会報告

日時：2011年8月27日（土）13:00～18:00

テーマ：情報教育/一般

会場：長崎大学 情報メディア基盤センター

主催：情報コミュニケーション学会

共催：長崎大学 情報メディア基盤センター

後援：次世代大学教育研究会

「情報教育/一般」のテーマのもと、長崎大学において第7回研究会を開催しました。参加者も遠方より約30名の方がご参加くださいました。まず、学会会長の山本恒先生よりご挨拶をしていただき、引き続き研究発表会を行いました。半日で13件もの沢山の発表があり、発表を元に、活発な質疑応答がありました。

13件のプログラムを示します。

- 1 次世代大学の使命
○阪井和男（明治大学法学部）、栗山健（学研ホールディングス）
- 2 対面授業を補完するためのCMSの活用
○松永公廣（摂南大学）
- 3 リフレクションを目的とした正しい指づかいに導くタイピングシステムの開発研究
○二木映子、恋河内敦（宇部工業高等専門学校）、藤井美知子（長崎大学）
- 4 初年次科目「情報処理入門」における文書作成に関する授業内容と復習課題の取り組み
○丹羽量久、藤井美知子（長崎大学）
- 5 テキストマイニングによるSNSコミュニティの主題分析
ー サントリーのハイボールに関するユーザコミュニティを対象に ー
○宮村英克、針尾大嗣（摂南大学）、金子学（国土文化研究所）
- 6 Twitterにおけるトヨタ、ホンダ、日産の情報発信に関する調査報告
○中本太郎、針尾大嗣（摂南大学）
- 7 iPortfolioMakerを用いた授業評価アンケートおよび学生生活実態調査アンケートの実施
○中島信恵、城野世津子（宇部フロンティア大学短期大学部）、丹羽量久、古賀掲維、藤井美知子（長崎大学）
- 8 可視化手法を用いた論文作成支援に関する一検討
○中村州男（NPO 情報化ユートピア）、工藤英男（大阪成蹊大学）
- 9 擬似ポートを使ったコンピュータ制御の学習キットの開発

- 山本恒 (ICT 活用教育研究所)
- 1 0 パブリッククラウドを用いた教育支援システム運用環境の構築
 - 古賀掲維、丹羽量久、藤井美知子 (長崎大学)
- 1 1 GPS 位置情報と地図検索を用いる位置把握デバイスの提案
 - 小田桐良一 (園田学園女子大学)
- 1 2 リフレクションを意識させたプレゼンテーション教育の手法
－ D・P 方式のワークショップでの反応から －
 - 村上和繁 (園田学園女子大学)、正木幸子 (大阪商業大学)、
下倉雅行 (大阪電気通信大学)、中村民明 (tami 情報教育研究所)、
岡本久仁子 (大阪国際大学)、岩崎 重剛 (やる気教育研究所)、
石桁正士 (大阪電気通信大学)、松永公廣 (摂南大学)、
横山宏 (大阪電気通信大学)
- 1 3 やる気状態の遷移を用いた学習者特性の把握法の提案
 - 宇治典貞、横山宏 (大阪電気通信大学大学院)、
稲浦綾 (大阪電気通信大学先端マルチメディア合同研究所)、
森石峰一、魚井宏高 (大阪電気通信大学大学院)

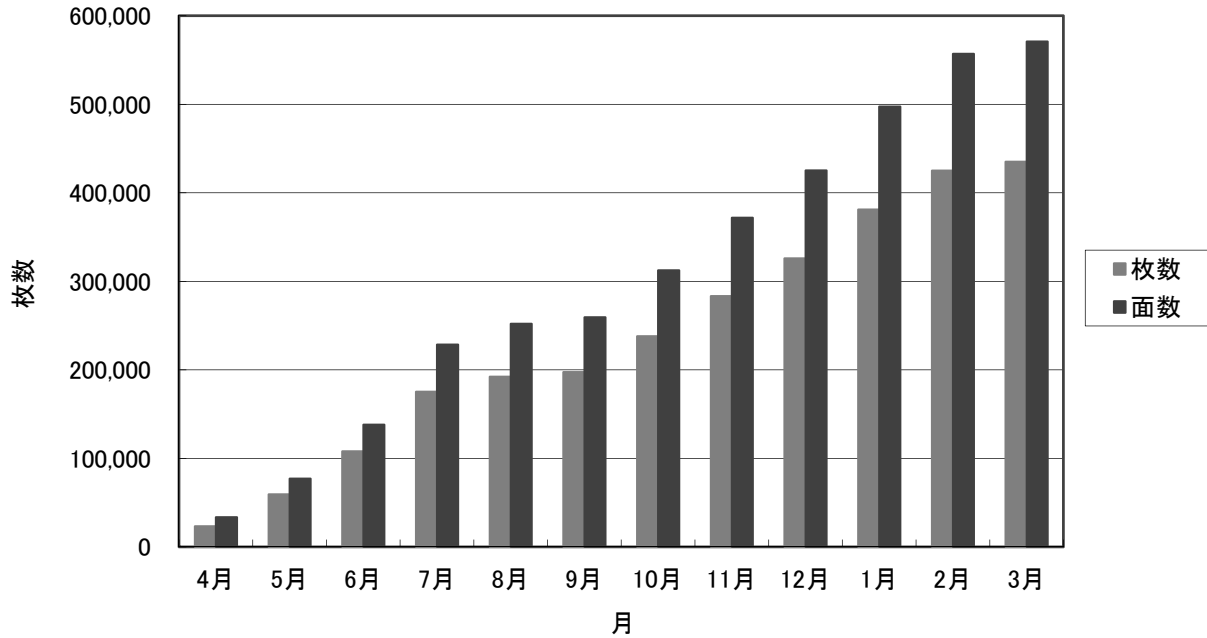


藤井美知子

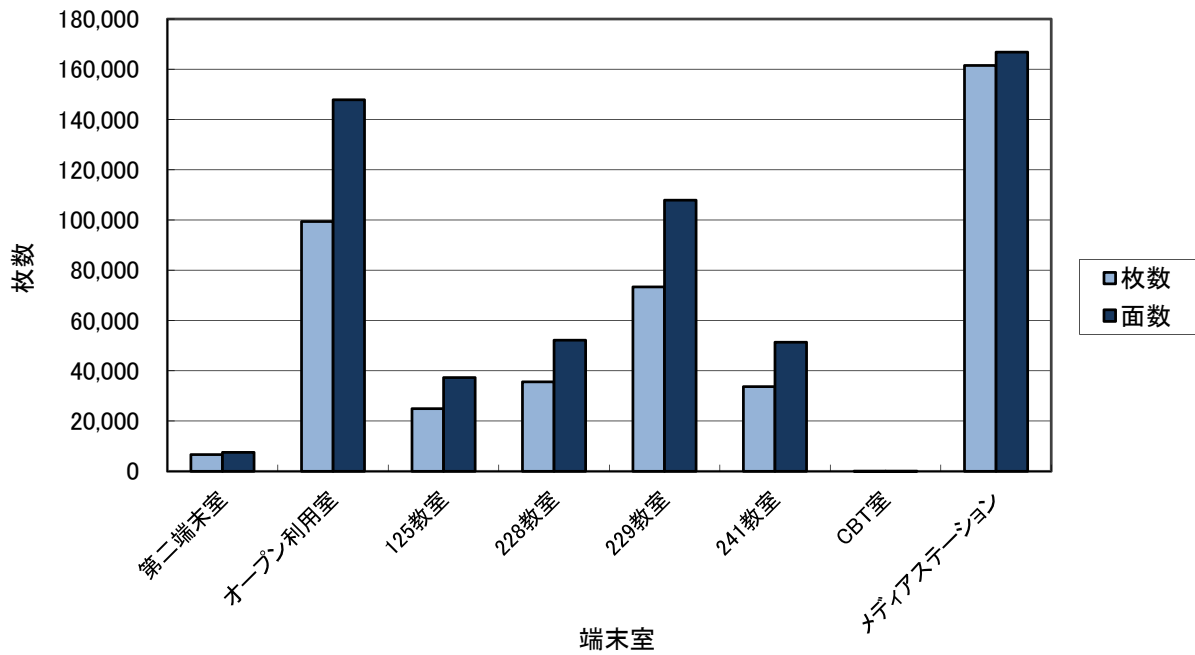
5. センター活動記録および利用状況

プリンタ利用状況

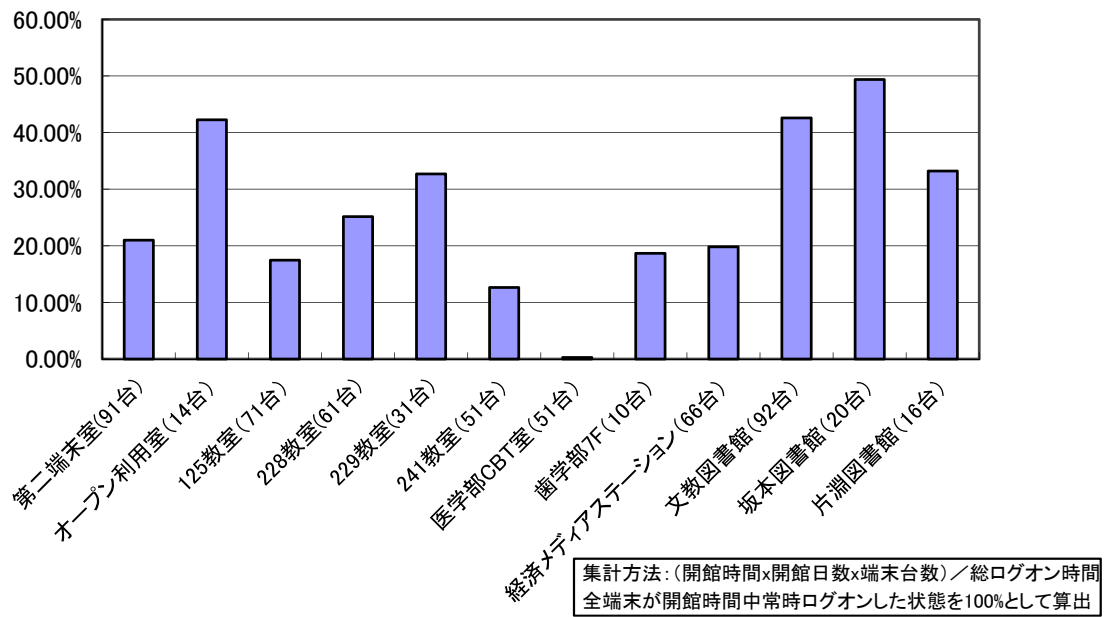
平成23年度 プリンタ利用状況(月別)



平成23年度 プリンタ利用状況(端末室別)



平成23年度 端末利用状況



端末室利用状況

平成 23 年度 前期 第二端末室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月		薬物相互作用学 薬学 (西田)	情報処理入門 全学 (藤木)	情報処理入門 全学 (全)	
火	情報処理入門 全学 (丸田)	情報処理入門 全学 (中村千)	情報処理入門 全学 (岸川)	応用情報処理 薬学 (西田)	
水	情報処理入門 全学 (山口)	情報処理入門 全学 (丹羽)	情報処理入門 全学 (丹羽)	情報処理入門 全学 (藤井)	
木	技術英語 工学 (木村)	情報処理入門 全学 (藤井)	情報処理入門 全学 (藤井)		
金		数値解析Ⅱ 工学 (藤本)	情報処理入門 全学 (中村剛)	情報処理入門 全学 (中村剛)	

平成 23 年度 前期 125 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月					
火		英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コリンズ)	社会環境デザイン 工学セミナー 工学 (夢田)	コンピュータ入門 全学 (野崎)	
水	情報処理入門 全学 (阿部)	情報処理入門 全学 (寺嶋)		コンピュータ入門 全学 (野崎)	
木	技術英語 工学 (木村)	情報処理入門 全学 (藤村)		コンピュータ入門 全学 (上繁)	
金			情報処理入門 全学 (藤本)	社会環境デザイン 工学特別実習 A 工学 (夢田)	社会環境デザイン 工学特別実習 A 工学 (夢田)

平成 23 年度 前期 228 番教室の利用

	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
月			英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コンズ)	英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コンズ)	
火		情報処理入門 全学 (古賀)		情報処理入門 全学 (古賀)	
水	情報処理入門 全学 (下本)	情報処理入門 全学 (藤井)			
木	英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コンズ)	情報処理入門 全学 (古賀)	情報処理入門 全学 (丹羽)		
金			英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コンズ)	英語コミュニケーション 全学 (ウィリアム コンズ)	

平成 23 年度 前期 229 番教室の利用

	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
月			数理科学 全学 (菊池)	基礎実験 工学 (森田)	基礎実験 工学 (森田)
火				基礎実験 工学 (森田)	基礎実験 工学 (森田)
水					上級英語 全学 (ルル ドーン ミシェル)
木					
金					

平成 23 年度 後期 第二端末室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月		環境情報処理 環境 (高尾)		環境情報処理 環境 (高尾)	計算力学演習 工学 (島津)
火		情報処理入門 全学 (丹羽)		情報処理入門 全学 (丹羽)	
水	社会調査論Ⅱ 環境 (渡邊)	情報処理入門 全学 (丹羽)		情報処理入門 全学 (丹羽)	プログラミング演習 工学 (阿部) 2/29 のみ
木		応用数学 B 工学 (森田)	CAD 演習 工学 (木須・戎)	CAD 演習 工学 (木須・戎)	プログラミング演習 工学 (阿部)
金	薬物動態学 薬学 (西田) 10/7,12/2 のみ	生物統計学 薬学 (西田/和田)	情報基礎 工学 (中越)	情報基礎 工学 (西田)	

平成 23 年度 後期 125 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月				社会環境デザイン製図 工学 (杉本)	
火		英語コミュニケーション 全学 (ルール・ドーン・ミシェル)	英語コミュニケーション 全学 (ロン悦子)	英語コミュニケーション 全学 (ロン悦子)	
水	総合英語Ⅱ 全学 (小笠原)	総合英語Ⅱ 全学 (小笠原)	コンピュータ入門 全学 (野崎)		プログラミング演習 工学 (石塚) 2/29 のみ
木		英語コミュニケーション 全学 (ロンマリ)	情報社会と情報システム 全学 (丹羽他)	コンピュータ入門 全学 (上繁)	プログラミング演習 工学 (石塚)
金	フランス語Ⅱ 全学 (橋本)	フランス語Ⅱ 全学 (橋本)	コンピュータ情報処理 工学 (奥松・杉本・鈴木)		社会環境デザイン 工学特別実習 A 工学 (多田)

平成 23 年度 後期 228 番教室の利用

	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
月			英語コミュニケーション 全学（ウィリアム コリンス [*] ）	英語コミュニケーション 全学（ウィリアム コリンス [*] ）	
火		情報処理入門 全学（藤井）	英語コミュニケーション 全学（ウィリアム コリンス [*] ）	情報処理入門 全学（藤井）	
水		情報処理入門 全学（藤井）		情報処理入門 全学（藤井）	
木	英語コミュニケーション 全学（ウィリアム コリンス [*] ）	情報処理入門 全学（古賀）	情報処理入門 全学（古賀）		
金		空間情報処理学 工学（坂本）		英語コミュニケーション 全学（ウィリアム コリンス [*] ）	

平成 23 年度 後期 229 番教室の利用

	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
月			コンピュータ入門 全学（柳生）	基礎実験 工学（森田）	基礎実験 工学（森田）
火					
水		公民科教育 教育（福田）	プロジェクト実験 工学（田中）	プロジェクト実験 工学（田中）	
木				統計学入門 全学（近藤）	
金			プロジェクト実験 工学（田中）	プロジェクト実験 工学（田中）	

6. 長崎大学情報メディア基盤センター関連規則

長崎大学情報メディア基盤センター規則

平成16年11月2日

規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第40条第2項の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、長崎大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、センターの計算機システムを整備運用し、本学における教育、研究及び事務処理のための共同利用に供するとともに、情報化の推進のための技術支援及び研究開発を行い、本学の高度情報化に資することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、情報基盤部門、データベース部門及び情報メディア部門を置く。

2 情報基盤部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) ネットワークシステムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。
- (2) 計算機システムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。
- (3) その他情報基盤の整備運用並びにそれらに係る技術支援及び研究開発に関すること。

3 データベース部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種データベースの構築に係る技術支援及び研究開発に関すること。
- (2) 個人情報認証に係る技術支援及び研究開発に関すること。

4 情報メディア部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育用計算機システムの構築及び利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。
- (2) 学術情報の蓄積及び配信技術に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 情報基盤部門長、データベース部門長及び情報メディア部門長
- (3) 専任教員
- (4) 兼務教員
- (5) その他必要な職員

2 前項第2号から第5号までの職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

3 第1項第4号の職員は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 第1項第4号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長の選考等は、長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則(平成20年規則第10号)の定めるところによる。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

(部門長)

第6条 部門長は、センターの専任教員又は兼務教員のうちから、長崎大学情報メディア基盤センター計画委員会(以下「計画委員会」という。)の議に基づき、学長が任命する。

2 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部門長は、担当部門の業務を総括整理し、センター長を補佐する。

(情報メディアマネージャー)

第7条 センターに、各部局等における高度情報化の推進に資するため、センターの業務を支援する者として情報メディアマネージャーを置くことができる。

2 情報メディアマネージャーは、本学の職員のうちから、センター長が委嘱する。

(管理運営等に係る事項の審議)

第8条 センターの将来構想、教員の人事その他教育又は研究に関する重要事項の審議は、計画委員会において行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 情報政策委員会副委員長

(3) 各学部(工学部を除く。), 工学研究科, 水産・環境科学総合研究科, 医歯薬学総合研究科, 熱帯医学研究所及び病院の教授, 准教授, 専任の講師及び助教のうちから選出された者 各1人

(4) センターの部門長

(5) 総務部長, 学生支援部長及び学術情報部長

(6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第11条 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
(会議)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第13条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第14条 運営委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 長崎大学総合情報処理センター規則(平成16年規則第67号)は、廃止する。
- 3 この規則施行後最初に任命されるセンター長、部門長及び兼務教員については、第4条第3項、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、長崎大学総合情報処理センター計画委員会の議に基づき、学長が任命するものとする。
- 4 前項の規定により任命されるセンター長、部門長及び兼務教員の任期は、第4条第4項、第5条第3項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 5 この規則施行後最初に任命される第10条第1項第4号及び第7号に規定する運営委員会の委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月23日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第38号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第11号)抄

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

9 改正後の長崎大学情報メディア基盤センター規則第10条第1項第4号の規定により工学研究科及び水産・環境科学総合研究科から最初に選出される委員の任期は、同規則第10条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成23年4月1日規則第25号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学情報メディア基盤センター利用規程

平成16年12月1日

規程第143号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センター規則(平成16年規則第85号)第16条の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が必要と認めた者

(センターの利用)

第3条 センターを利用しようとする者は、センターの設備、機器、サービス等を次に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 本学が開講する授業、講習会等の実施
- (2) ネットワークを利用した情報通信
- (3) 学生の修学及び修学に必要な情報の収集
- (4) 研究及び研究に必要な情報の収集
- (5) 本学の運営に必要と認められる業務の実施

(授業、講習会等に係る利用手続)

第4条 前条第1号に掲げる目的でセンターを利用しようとする当該授業、講習会等の担当教員等は、所定の申請書によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる期限までに行わなければならない。

- (1) 授業に利用する場合 当該授業科目が開講される学期の最初の月の1月前

(2) 講習会等に利用する場合 利用開始予定日の2週間前

3 センター長は、第1項の規定による申請があったときは、センターの利用状況等を考慮の上、承認の可否を決定し、担当教員等に通知するものとする。

4 担当教員等は、承認を受けた利用について変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(機器等の利用手続)

第5条 別表に掲げるセンターの機器等を利用しようとする者は、利用経費を負担する者(以下「支払責任者」という。)の承認を事前に得て、当該機器等の利用開始前までに所定の申請書によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 支払責任者は、前項の規定により承認をされた者が別表に掲げる機器等を利用した場合は、同表の区分ごとに定める金額を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費を減免することができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる目的以外でセンターを利用しないこと。

(2) パスワードを他人に知られないよう留意すること。

(3) センターの機器及びソフトウェアに障害をきたすような利用をしないこと。

(4) 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。

(5) その他利用に際しては、センターの職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第7条 センターの機能が著しく低下するおそれがある場合など管理運営に必要な場合は、利用を制限することがある。

(利用の報告)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センターの利用に関して報告を求めることができる。

(利用の取消し等)

第9条 利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター利用規程(平成16年規程第117号)は、廃止する。

附 則(平成18年9月11日規程第43号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規程第45号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年8月11日規程第42号)

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日規程第37号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

機器等利用負担金

区分		金額
計算機	九州大学情報基盤研究開発センターサーバ 利用負担金	1申請につき 年額 10,000円
サーバ ハウジ ングサ ービス	データセンター利用負担金	1ユニットにつき 年額 36,000円
その他 の装置 等	大判カラープリンタ負担金	
	A1版1枚につき	
	普通紙	200円(150円)
	光沢紙	700円(150円)
	A0版1枚につき	
	普通紙	400円(300円)
	光沢紙	1,500円(300円)
B0プラス版1枚につき	普通紙	600円(450円)
	光沢紙	2,300円(450円)

備考 大判カラープリンタ負担金の()内の金額は、用紙を持ち込む場合の金額とする。

長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則

平成16年12月1日

情報メディア基盤センター細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学情報メディア基盤センター利用規程(平成16年規程第143号。以下「利用規程」という。)第10条の規定に基づき、教育研究等の進展に資するため、長崎

大学情報メディア基盤センター(以下「情報メディア基盤センター」という。)に設置された計算機システムの一部として、情報メディア基盤センターが各部局に設置する端局(以下「端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 端末の管理のため、部局に管理者を置き、当該部局長をもって充てる。

(経費の負担)

第3条 端末の運用に必要な経費は、当該部局が負担しなければならない。

2 端末を損傷した場合の修理費は、原則として当該部局が負担しなければならない。

(端末責任者)

第4条 管理者は、次に掲げる職務に従事させるため端末責任者を置き、当該部局の職員をもって充てる。

(1) 端末に係る情報メディア基盤センターとの連絡調整に関すること。

(2) 端末の運用に関すること。

(3) その他端末に関すること。

2 管理者は、前項の端末責任者を情報メディア基盤センター長に所定の様式により届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(共同利用の原則)

第5条 管理者は、共同利用の原則に基づき、端末を運用しなければならない。

(利用状況等の報告)

第6条 管理者は、情報メディア基盤センター長の求めに応じ、端末の利用状況、運用の実態等を報告しなければならない。

(使用の停止)

第7条 利用者が端末を利用規程に違反し、又は情報メディア基盤センターの運営に支障をきたす状態で使用した場合は、情報メディア基盤センター長は、端末の使用を停止することができる。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、情報メディア基盤センター長が別に定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター設置の端末利用細則(平成16年総合情報処理センター細則第2号)は、廃止する。

長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程

平成23年2月21日

情報メディア基盤センター規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センターにおける統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 統合認証サービスは、長崎大学(以下「本学」という。)における各種情報システムに対して利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援するとともに、利便性の向上と安心かつ安全な情報システム利用環境を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 認証 情報システムにアクセスしようとする者が、第5条の利用者であることを電子データを用いて確認することをいう。
- (3) 情報システム管理者 各種情報システムにおいて当該情報システムを管理する者をいう。

(統合認証サービスの提供)

第4条 情報システム管理者は、当該情報システムについて統合認証サービスの提供を受けるときは、情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)の承認を得なければならない。

(利用者)

第5条 統合認証サービスにおいて利用者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用制限等)

第6条 センター長は、利用者が、情報システムの利用により長崎大学学則(平成16年学則第1号)第50条、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第38条若しくは長崎大学職員懲戒規程(平成16年規程第44号)に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 センター長は、情報システム管理者が、情報システムの利用により長崎大学職員懲戒規

程に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該情報システム管理者が管理する情報システムに対する統合認証サービスの提供を停止し、又は取り止めることができる。

(個人情報管理)

第7条 統合認証サービスにおける保有個人情報の取扱いについては、長崎大学個人情報保護規則(平成17年規則第6号)及び長崎大学個人情報管理規程(平成17年規程第10号)の定めるところによる。

(事務)

第8条 統合認証サービスに関する事務は、情報メディア基盤センター及び学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則

平成16年4月1日

規則第76号

(目的)

第1条 この規則は、長崎大学における教育、研究及び事務に関する情報処理の円滑化を図るために構成された長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム(以下「NUNET」という。)の全学的な管理体制を明確にすることにより、その適正かつ円滑な管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 事務局、各学部(工学部を除く。)、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、歯歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

(2) 部局LAN管理者 前号に規定する部局の長をいう。

(3) ネットワークコンピュータ 端末装置等の機器を相互に接続するための通信ケーブル及び接続用機器をいう。

(4) 部局LAN 部局のネットワークのうち、基幹LANと接続している当該部局のネットワークから構成するものをいう。

(5) 基幹LAN 全ての部局LANを接続するための中継機器及び通信ケーブル並びに情報メディア基盤センターに設置された学外ネットワークに接続するための中継機器，サーバ機器，監視装置等の機器及びこれらの機器を接続する通信ケーブルから構成するものをいう。

(6) NUNET 各部局LAN及び基幹LANで構成される総体をいう。

(NUNETの管理)

第3条 基幹LANは，情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)が管理し，各部局LANは，部局LAN管理者が管理する。ただし，複数部局で一体として運用するネットワークで基幹LANと接続しているネットワークの管理については，関係部局の部局LAN管理者の協議によるものとする。

2 基幹LANと部局LANの接続その他のNUNETに係る事項の総括は，部局LAN管理者の協力を得て，センター長が行う。

(NUNETの運営に関する審議等)

第4条 NUNETの運営に関する次に掲げる事項については，長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審議する。

- (1) NUNETの整備運用に関する事項
- (2) 基幹LANと部局LANその他機器等の接続に関する事項
- (3) NUNETと学外のネットワークとの接続に関する事項
- (4) NUNETによるネットワークサービスに関する事項
- (5) 基幹LANの運用，保守等の経費に関する事項
- (6) その他NUNETの運営に関する事項

2 運営委員会に，NUNETの運用等に関する専門的事項を検討させるため，長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

3 専門委員会に関し必要な事項については，別に定める。

(基幹LANの構成の変更)

第5条 センター長は，基幹LANに機器又は通信ケーブルを接続しようとするとき，基幹LANを構成する機器又は通信ケーブルを更新しようとするとき等基幹LANの構成を変更しようとするときは，運営委員会の議を経て行うものとする。

(部局ネットワーク又は部局管理の機器の接続等)

第6条 部局LAN管理者は，基幹LANに部局のネットワークを接続しようとするとき，部局LANの接続を取り止めようとするとき又は部局LANの接続を変更しようとするときは，センター長の承認を受けなければならない。

2 部局LAN管理者は，部局の管理する機器を基幹LANに接続しようとするとき若しくは接続を取り止めようとするとき又は当該機器の機種等を変更しようとするときは，センター長の承認を受けなければならない。

3 センター長は，前2項に規定する接続又は変更の内容がNUNETの管理運用上支障がない

と認めたときは、運営委員会の議を経て承認するものとする。

(管理運用担当者)

第7条 部局に、当該部局における部局LANの管理に関して部局LAN管理者を補佐し、その運用を行わせるため、管理運用担当者を置く。

2 前項の管理運用担当者は、当該部局の職員のうちから、部局LAN管理者が指名する者をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、部局LANの管理及び運用上の必要がある場合には、関係部局の部局LAN管理者の協議により、共通の管理運用担当者を置くことができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、NUNETの運用、利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規則第90号)抄

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第11号)抄

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程

平成16年4月1日

規程第118号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成16年規則第76号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、NUNETの運用、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(運用)

第3条 基幹LANの運用は、センター長が行う。

2 部局LANの運用は、センター長の総括のもとに部局LAN管理者が行う。

(ネットワーク層プロトコルの指定)

第4条 基幹LANを利用して通信する場合のネットワーク層プロトコルは、IPとする。ただし、センター長が認めた場合は、この限りでない。

(IPアドレスの管理及び割当て)

第5条 NUNETのIPアドレスは、センター長が管理し、部局LAN管理者に割り当てる。

2 前項の規定によりIPアドレスの割当てを受けた部局LAN管理者は、部局LANに接続するコンピュータ、端末装置等の機器(以下「コンピュータ等」という。)にIPアドレスを割り当てる。

3 前2項の規定にかかわらず、基幹LANに直接接続する機器については、センター長がIPアドレスを割り当てる。

(コンピュータ等の接続資格)

第6条 NUNETにコンピュータ等を接続することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 長崎大学(以下「本学」という。)の職員
- (2) その他部局LAN管理者が適当と認めた者

(コンピュータ等の接続手続)

第7条 部局LANにコンピュータ等を接続しようとする者は、接続しようとする部局LANの部局LAN管理者にコンピュータ等接続申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 部局LAN管理者は、部局LANの運用等に支障がないと認めたときは、前項の申請を行った者にコンピュータ等接続許可書を交付する。

3 コンピュータ等の接続を許可された者(以下「端末設置責任者」という。)は、コンピュータ等の接続を取り止めるときは、部局LAN管理者に届け出なければならない。

(NUNETの利用資格)

第8条 前条第2項の規定により接続を許可されたコンピュータ等を利用できる者は、次の各号の一に該当する者で、端末設置責任者の許可を受けたものでなければならない。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他部局LAN管理者が適当と認めた者

(端末設置責任者及び利用者の遵守事項)

第9条 端末設置責任者及びNUNETを利用する者(以下「利用者」という。)は、規則及びこの規程を遵守するとともに、通信の妨害、傍受等NUNETの円滑な運用を阻害する行為をしてはならない。

2 端末設置責任者又は利用者は、NUNETの接続又は利用に関し、部局LAN管理者又は管理運用担当者の指示に従わなければならない。

(接続又は利用の制限)

第10条 部局LAN管理者は、端末設置責任者又は利用者が前条に規定する遵守事項に明らかに違反したと判断したときは、コンピュータ等の接続の許可を取り消し、又はNUNETの利用を制限することができる。

(経費の負担)

第11条 基幹LANの運用、保守等に要する経費の負担は、運営委員会の議により定めるものとする。

2 部局LANの運用、保守等に要する経費は、当該部局が負担するものとする。

3 NUNETに接続するコンピュータ等の接続等に要する経費は、端末設置責任者が負担するものとする。

(事務)

第12条 基幹LANに係る事務は情報メディア基盤センターにおいて、部局LANに係る事務は当該部局において処理する。

3 NUNETの事務の総括は、部局の協力を得て、情報メディア基盤センターが行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、NUNETの運用、利用等の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

<参考様式>

<参考様式>

<p>コンピュータ等接続申請書</p> <p>(部局LAN管理者) 殿</p> <p>長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程第6条第1項の規定に基づき、 下記のとおりコンピュータ等の接続を申請します。 なお、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステムの利用に当たっては、本規程を 遵守します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申 請 年 月 日</td> <td style="width: 70%;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>申請者の所属・職名, 氏名及び連絡先電話</td> <td style="text-align: right;">印 (内線)</td> </tr> <tr> <td>接続するコンピュータ 等の種別、製品名等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接 続 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希 望 事 項</td> <td></td> </tr> </table>		申 請 年 月 日	平成 年 月 日	申請者の所属・職名, 氏名及び連絡先電話	印 (内線)	接続するコンピュータ 等の種別、製品名等		接 続 場 所		希 望 事 項	
申 請 年 月 日	平成 年 月 日										
申請者の所属・職名, 氏名及び連絡先電話	印 (内線)										
接続するコンピュータ 等の種別、製品名等											
接 続 場 所											
希 望 事 項											
<p>コンピュータ等接続許可書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(接続申請者) 殿</p> <p style="text-align: right;">(部局LAN管理者) 印</p> <p>上記コンピュータ等の接続を許可します。 なお、IPアドレス等及び希望事項については、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">I P ア ド レ ス 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希 望 事 項 の 許 可</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可する。 ・ 一部許可する。() ・ 許可しない。 </td> </tr> </table>		I P ア ド レ ス 等		希 望 事 項 の 許 可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可する。 ・ 一部許可する。() ・ 許可しない。 						
I P ア ド レ ス 等											
希 望 事 項 の 許 可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可する。 ・ 一部許可する。() ・ 許可しない。 										

(注1) 太線で囲んだ枠内にご記入ください。

(注2) 所属する部局以外の部局LANに申請する場合は、所属長の承諾書を添付してください。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程

平成16年4月1日
規程第119号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成16年規則第76号。以下「規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報メディア基盤センター長
- (2) 規則第7条に規定する管理運用担当者
- (3) 情報メディア基盤センターの職員
- (4) その他情報メディア基盤センター長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第3条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 委員長は、検討の結果を情報メディア基盤センター運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、専門委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規程第44号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程

平成16年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則(平成16年規則第8号)第10条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設(以下「センター」という。)の教授会として設置する長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会(以下「学共施設等計画委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画委員会)

第2条 学共施設等計画委員会は、次のセンターごとに当該計画委員会を設置する。

- (1) 保健・医療推進センター 保健・医療推進センター計画委員会
- (2) 先導生命科学研究支援センター 先導生命科学研究支援センター計画委員会
- (3) 情報メディア基盤センター 情報メディア基盤センター計画委員会
- (4) 留学生センター 留学生センター計画委員会
- (5) 大学教育機能開発センター 大学教育機能開発センター計画委員会
- (6) アドミッションセンター アドミッションセンター計画委員会
- (7) 先端計算研究センター 先端計算研究センター計画委員会
- (8) 長崎大学言語教育研究センター 長崎大学言語教育研究センター計画委員会
- (9) 長崎大学核兵器廃絶研究センター 長崎大学核兵器廃絶研究センター計画委員会

2 センターに共通する教育研究、管理運営等に関する事項を取り扱う場合は、学長の定めるところにより、合同の計画委員会を設置する。

(審議事項)

第3条 計画委員会は、当該センターの次に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来構想に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任に係る選考に関する事項
- (3) その他教育又は研究に関する重要事項

(組織)

第4条 計画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
 - (2) 当該センターの長
 - (3) 当該センターの教授、准教授、専任の講師及び助教
 - (4) その他当該センターの教育研究に係る長崎大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから学長が必要と認めたる者
- 2 前項第4号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 計画委員会には、事務局長を出席させるものとする。

(委員長)

第5条 計画委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 計画委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 計画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、計画委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、計画委員会に関係職員を出席させることができる。

(教員人事に係る計画委員会の構成等)

第9条 計画委員会において、教員の採用及び昇任のための選考に関する審議を行う場合は、教授

の人事にあつては准教授、専任の講師及び助教、准教授の人事にあつては専任の講師及び助教は加わらないものとする。

2 前項の審議を行う場合において、学長は、本学における教員人事の方針を踏まえ、教員の採用及び昇任のための選考に関し、計画委員会に対して意見を述べることができる。

(事務)

第10条 計画委員会の事務は、当該センターの事務を主として担当する事務局の課又は当該センターの事務を担当する部局の事務部(以下これらを「担当課等」という。)において処理する。

2 第2条第2項に規定する合同の計画委員会の事務は、担当課等の協力を得て、総務部総務企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、計画委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規程第15号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月28日規程第33号)

この規程は、平成18年4月28日から施行する。

附 則(平成18年12月22日規程第55号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第30号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月11日規程第58号)

この規程は、平成20年10月11日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第19号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規程第27号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規程第12号)抄

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日規程第30号)抄

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規程第16号)抄

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

長崎大学情報政策委員会規則

平成16年4月1日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第29条第2項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)における情報化の推進に関する政策を審議するため、本学に設置する長崎大学情報政策委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報政策の策定に関する事項
- (2) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) 情報基盤の整備に関する事項
- (5) 教育、研究等の情報化に関する事項

- (6) 事務の情報化に関する事項
 - (7) その他情報政策に関し必要な事項
- (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する副学長(前号の副学長を除く。)
- (3) 情報政策に関する専門家 若干人
- (4) 情報メディア基盤センターから選出された教員 若干人
- (5) 学生支援部長及び学術情報部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規則第90号)

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

2 改正後の長崎大学情報政策委員会規則第3条第1項第4号の規定により情報メディア基盤センターから最初に選出される委員の任期は、同規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年4月1日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

長崎大学情報政策委員会専門部会規程

平成16年4月1日

規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報政策委員会規則(平成16年規則第28号)第9条第2項の規定に基づき、長崎大学情報政策委員会(以下「情報政策委員会」という。)に置く専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 情報政策委員会に、情報企画専門部会、情報セキュリティ専門部会及び情報基盤専門部会を置く。

(任務)

第3条 専門部会の任務は、次の表の左欄に掲げる専門部会の種類に応じ、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査・整理する。

情報企画専門部会	(1) 情報政策の企画・立案に関する事項 (2) 情報政策の実施計画等に関する事項 (3) 情報政策の推進に関する事項 (4) その他情報政策に関し必要な事項
情報セキュリティ専門部会	(1) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項 (2) 情報セキュリティポリシーの策定作業に関する事項 (3) 情報セキュリティポリシーの評価・分析及び見直しに関する事項

	(4) 情報セキュリティ対策の推進に関する事項 (5) その他情報セキュリティに関し必要な事項
情報基盤専門部会	(1) 情報基盤の整備に関する事項 (2) 情報基盤の更新に関する事項 (3) 業務用データベース等の設計等に関する事項 (4) その他情報基盤に関し必要な事項

(組織)

第4条 情報企画専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 情報セキュリティ専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 情報基盤専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

4 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、それぞれ第4条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の委員のうちから情報政策委員会において選出された者をもって充てる。

2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 専門部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、この職務を代行する。

(会議)

第7条 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 部会長が必要と認めたときは、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第9条 部会長は、必要に応じ、専門部会に関係職員を出席させることができる。

(情報政策委員会への報告)

第10条 部会長は、専門部会における調査・整理の状況及びその結果について、情報政策委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 専門部会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)

- 1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎大学放射性同位元素等安全管理委員会規程第3条第1項第2号の規定により共同研究交流センターから最初に選出される委員の任期は、同規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規程第24号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則

平成20年2月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第44条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター長及び学内共同教育研究施設の長の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「センター」とは、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。

- 2 この規則において「センター長」とは、前項に規定するセンターの長をいう。

(選考の事由及び任命)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、センター長を選考し、任命する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(選考の時期)

第4条 センター長の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(センター長の資格)

第5条 センター長となることのできる者は、本学の理事又は職員とする。

(候補者の推薦)

第6条 学長は、センター長の選考に当たり、理事並びに学部長(工学部長を除く。)、工学研究科長、水産・環境科学総合研究科長、医歯薬学総合研究科長、熱帯医学研究所長及び附属図書館長並びに当該選考の対象となるセンターの長に候補者の推薦を求めることができる。

(任期)

第7条 センター長の任期は、2年とする。ただし、任命の日が年度の途中である場合のセンター長の任期は、任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事又は副学長をセンター長に任命する場合の任期は、当該理事又は副学長の任期の末日までとする。

3 センター長は、再任されることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にセンター長(国立大学法人長崎大学基本規則の一部を改正する基本規則

(平成20年基本規則第3号)附則第2項の規定により保健・医療推進センター長となる保健管理センター所長を含む。)である者は、この規則に基づき選考されたものとみなし、その任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年3月31日規則第34号)

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日規則第5号)

この規則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第14号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

7. 名簿

長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会名簿 (H23.5.1 現在)

委員長	情報メディア基盤センター長	教授	岡林 隆敏
委員	教育学部	准教授	中村 千秋
	経済学部	講師	鈴木 斉
	医学部	准教授	三根 眞理子
	医学部 (保健学科)	准教授	菊池 泰樹
	歯学部	教授	藤原 卓
	薬学部	准教授	和田 光弘
	工学部	教授	松田 浩
	環境科学部	教授	田井村 明博
	工学研究科	教授	松田 浩
	水産・環境科学総合研究科	准教授	万田 敦昌
	医歯薬学総合研究科	准教授	三根 眞理子
	熱帯医学研究所	准教授	奥村 順子
	病院	准教授	松本 武浩
	情報メディア基盤センター	教授	野崎 剛一
	情報メディア基盤センター	教授	丹羽 量久
	総務部	総務部長	中禮 裕己
	学生支援部	学生支援部長	西山 尚宏
学術情報部	学術情報部長	西山 常清	

情報メディア基盤センター職員名簿 (H23.5.1 現在)

センター長 (H23. 9. 30 まで)	教授	岡林 隆敏
センター長 (H23. 10. 1 から)	教授	松田 浩
	教授	野崎 剛一
	教授	丹羽 量久
	教授	藤井美知子
	准教授	上繁 義史
	准教授	古賀 掲維
	助教	柳生 大輔
	助教	丸田 英徳
事務室		
学術情報部情報企画課	課長	上野 恒信
	主査	宮崎 武展
	技術職員	長崎 隆志
	事務補佐員	濱里 麗子
	事務補佐員	大町 麗
	事務補佐員	木村 郷美

編集後記

2011年5月に情報メディア基盤センターに大学教育機能開発センターより私を含め3名の教員が異動し7名体制となりました。情報教育関係の教員が本センターに集まったことにより、これまでのセンター機能に加えて、全学部の初年次生に必修である情報教育充実のための活動が開始されました。まず、初年次情報教育の内容、実施方法などを1年間かけて検討し、2012年度の「情報基礎」科目の共通テキストを作成することができました。2006年度から高校教育に教科「情報」科目が導入され全高校生に必修となるに伴い、それを踏まえた大学における情報教育のあり方が問い直されています。10月には、センター長が岡林先生から松田先生に交代し、新たな体制でのセンター運営が始まっています。長崎大学における学生教育を含めた情報環境の整備・発展のためにセンター教職員は努力を重ねています。皆様のご支援を引き続きよろしく願いいたします。

(M.F)

